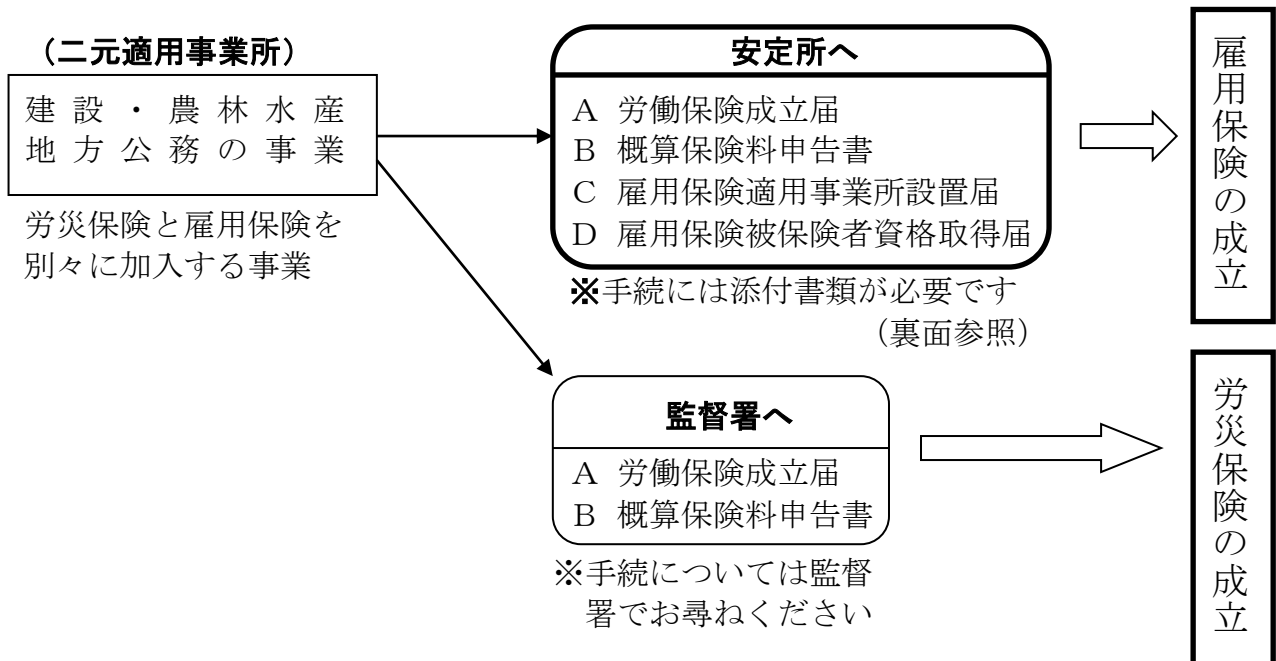
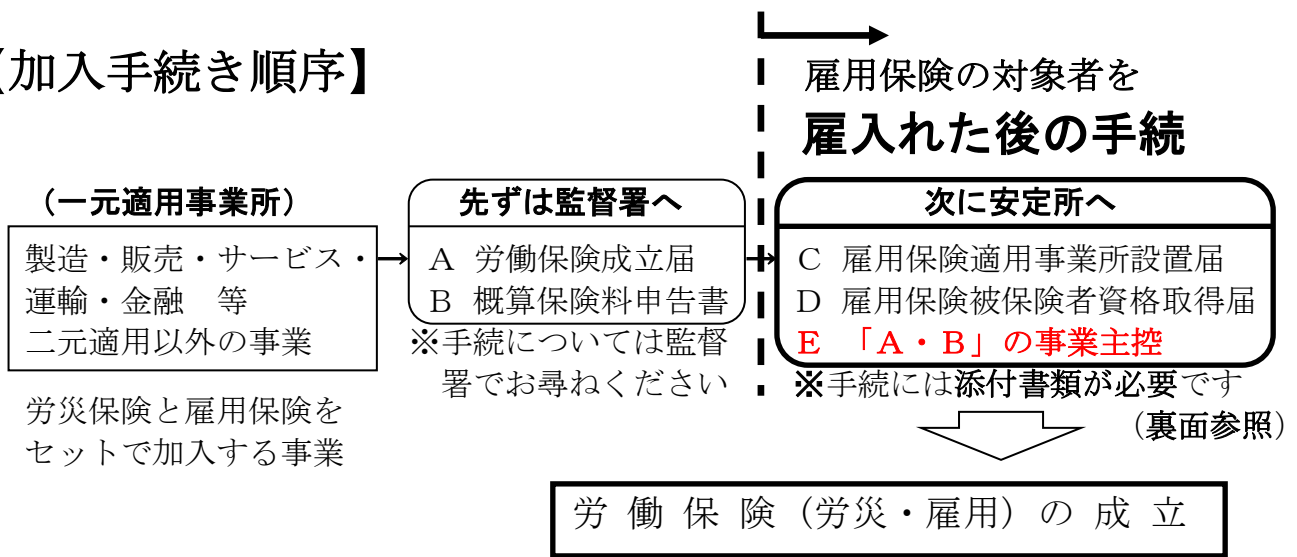


新しく加入される事業主のみなさまへ

【加入手続き順序】



【開庁時間】

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15

※ 受付時間は、8：30～16：00 になります。

【提出期日】

適用事業に該当するに至った日の翌日から起算して10日以内。

※ 一定期間以上手続きが遅れた場合は、提出書類が異なります。
また、「実地調査」を行った後に受理となる場合があります。

★裏面に添付資料について記載しています。

【添付書類の説明】

雇用保険適用事業所設置届及び雇用保険被保険者資格取得届・転勤届は、ハローワークインターネットサービスからダウンロードできます。

C 雇用保険適用事業所設置届(会社の登録)の添付書類

- 【法人の場合】 * 登記簿謄本「履歴事項全部証明」 ※3ヶ月以内のもの。コピー可
* 事業活動が確認できるもの
・ 許認可事業等は、「許認可証」等の書類・ 飲食店の場合は許可通知書
・ それ以外の事業は、事業内容に関する取引先との契約書、納品書、請求書等（出来れば取引先からのもので、押印があるもの）。
※ 事業所の所在地が登記上の所在地と異なる場合、確認書類（賃貸契約書等）が別途必要です。

- 【個人の場合】 * 事業主の「住民票」(※3ヶ月以内のもの。)又は「運転免許証」 コピー可
* 事業所の所在地が確認できるもの（「賃貸契約書」「公共料金の請求書」等）
* 事業活動が確認できるもの
・ 許認可事業等は、「許認可証」等の書類・ 飲食店の場合は許可通知書
・ それ以外の事業は、事業内容に関する取引先との契約書、納品書、請求書等（出来れば取引先からのもので、押印があるもの）。

D 雇用保険被保険者資格取得届・転勤届(従業員の登録)の添付書類

1. 労働者名簿・・・労働基準法第107条で義務付けられています。
労働者を採用した日からのものをご用意ください。
2. 賃金台帳・・・労働基準法第108条で義務付けられています。
※届出時点で賃金の支払いがない場合は不要です。
3. 出勤簿またはタイムカード・・・労働者を採用した日からのものをご用意ください。
4. 雇用保険被保険者証・・・職歴があり以前雇用保険に加入していた方が所持しています。
※不明な場合は、履歴書を持参する等、前会社の名称が確認できるようにしてきてください（本人の了解を得ること。）
5. 雇入通知書
事業所控・・・労働基準法第15条で労働条件の明示が義務付けられています。
パートタイム（勤務時間が短い方）労働者分をご用意ください。

※ 雇用保険被保険者資格取得届の提出の際はマイナンバーの記載が必要です。

★労災保険のお問い合わせは、事業所の住所を管轄する労働基準監督署へお願いします。

※ 管轄区域が安定所と一部異なります。ご注意ください。

福岡中央労働基準監督署（東区以外の福岡市、他）中央区長浜 2-1-1 TEL 761-5604
福岡東労働基準監督署（東区、糟屋郡、他）東区香椎浜 1-3-26 TEL 661-3770

★労働保険事務組合制度について

労働保険事務組合に事務処理を委託すると、次のような利点があります。

- イ 事業主（取締役）及び家族従業員も労災保険に特別加入できます。
- ロ 労働保険料の額にかかわらず、3回に分割納付できます。
- ハ 労働保険・雇用保険の各種手続を代行するので、事務処理が軽減されます。

その他ご不明の点は、下記にお問い合わせください。

●ハローワーク福岡中央（公共職業安定所）赤坂駅前庁舎 雇用保険適用課
〒810-0041 福岡市中央区大名2-4-22 新日本ビル2F
TEL: 092-712-6508 FAX: 092-781-0029

※管轄区域：福岡市中央区・博多区・城南区・早良区・南区の一部（那の川1～2丁目）糟屋郡（志免町・須恵町・宇美町）